

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県セルフ支援センター設置規則

(設 置)

第1条 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、岐阜県セルフ支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、岐阜県における障害者の自立促進に向けて、授産的作業を行う障害福祉施設、作業所等の授産製品の開発や向上、施設利用者に対する処遇の改善、授産事業の啓発及び新たな授産事業の展開をはかることなどにより、障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)授産製品の販売・受注促進事業
- (2)授産施設等へのコンサルタント派遣事業
- (3)障害者の就労及び授産事業に関する調査研究事業
- (4)施設指導員に対する研修事業
- (5)障害者の就労及び授産事業に関する広報活動
- (6)共同受注窓口事業
- (7)その他目的を達成するために必要な事業

(事業対象)

第4条 センターの事業の対象は、岐阜県内の障害福祉サービス事業所等、その他本会会長が認める者とする。

(利用料)

第5条 会員がセンターの斡旋をうけ、販売・受注したときは、別表2に定める利用料を納めるものとする。ただし、個々の障害者就労施設において、納めるべき利用料が少額の場合は、本会会長は利用料を免除することができる。

(経 費)

第6条 センターの経費は、次の収入をもってあてる。

- (1)利用料
- (2)補助金
- (3)寄付金
- (4)その他の収入

(運営委員会)

第7条 センターの適切な運営をはかるため、岐阜県セルフ支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(共同受注部会)

第8条 会員施設・事業所の取扱製品等の共同受注を推進するため、岐阜県セルフ支援センター共同受注部会（以下「共同受注部会」という。）を設置する。

2 共同受注部会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(雑 則)

第9条 センターの運営に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、本会会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年12月5日から施行し、改正後の社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センター設置規則第2条、第3条及び第4条の規定は、平成8年12月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年5月29日から施行し、改正後の社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センター設置規則第3条、第4条、第5条及び第6条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年5月24日から施行し、改正後の社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センター設置規則第4条の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 旧法支援施設については、従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第5条関係)

利用料

区 分		利用料率
① 販 売 斡 旋		5%
② 受 注 斡 旋	下請け加工・役務の受注斡旋をした場合	5%
	物品の受注斡旋をした場合	10%

※ただし、1回の斡旋額が100万円を超える場合は、利用料率をその都度協議する